

## 中小企業者が取得する少額減価償却資産損金算入の特例

**Q** 平成18年度の税制改正において、中小企業者が取得する30万円未満の少額減価償却資産損金算入の制度について、各事業年度において取得する少額資産価額の合計額について300万円の制限を設けたと聞いています。その改正は、どのように適用されるのですか。

**A** この制度は、中小企業者が取得する30万円未満の減価償却資産の全額損金算入を認める制度であるが、平成18年度改正において、その取得価額の合計額に300万円の限度額を設けることとなったが、その具体的な適用は次の通りである。

<取得価額の限度額の設定>

平成20年3月31日までに取得した30万円未満の少額減価償却資産については、その取得価額の全額を損金に算入できるが、各事業年度において取得した少額減価償却資産の取得価額の合計額が300万円を超えるときは、その300万円に達するまでを限度とする改正が行なわれた。この限度額は、少額減価償却資産の合計額について規定しており、少額減価償却資産を単位として判定するもので、少額減価償却資産の合計額が280万円に達した場合には、新たに20万円未満の減価償却資産を加えて損金に算入することはできるが、新たに20万円を超える減価償却資産を加え、その一部の20万円部分を切り離して損金算入することは認められない。

<少額減価償却資産合計額の計算>

取得価額が10万円未満の減価償却資産及び取得価額が20万円未満で一括償却資産の適用を受ける減価償却資産は、300万円の限度額には含まないで、計算することができる。

<改正の適用年度>

改正は平成18年4月1日以後に取得した少額減価償却資産に適用する。12月決算の法人であれば、平成18年1月1日から平成18年3月31日までに取得した少額減価償却資産については、旧制度により限度額の適用がなく、その全額を損金に算入できる。平成18年4月1日から平成18年12月31日まで取得した少額減価償却資産については、改正法の適用によりその取得価額の合計額が300万円までを限度とする。3月決算の法人であれば、平成18年4月1日から始まる事業年度より300万円の限度額が適用される。